

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

別表第1 人事・服務関係の表部長の欄第3号の2中「昭和25年名古屋市条例第32号）第23条」を「令和7年名古屋市条例第42号）第22条」に改める。

別表第4 財務関係の表第15号を次のように改める。

15	削除		
----	----	--	--

別表第4 事業執行関係の表主管部長又は主管担当部長の欄第17号中「及び同部営業所」を削り、「営業センター等」を「営業センター」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第17号中「営業センター等」を「営業センター」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第19号中「普及促進・污水排出量調査担当」を「利用促進担当」に改め、「、営業所長」を削り、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第20号及び第21号中「普及促進・污水排出量調査担当」を「利用促進担当」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第22号中「料金課長、担当課長（普及促進・污水排出量調査担当）、」を削り、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第22号の2中「普及促進・污水排出量調査担当」を「利用促進担当」に改め、「、営業所長」を削り、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第25号、第27号及び第32号中「、営業所長」を削り、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第33号中「普及促進・污水排出量調査担当」を「利用促進担当」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第34号から第40号までの規定中「、営業所長」を削り、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第41号中「営業センター長、営業所長」を「料金課長、担当課長（利用促進担当）、営業センター長」に改め、同表主管課公所長又は主管担当課長の欄第42号中「、営業所長」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。